

件名	亀山市議会会議規則の一部を改正する規則	議会事務局 議事調査課
1 制定・改廃の背景と趣旨 オンラインによる方法により協議等の場を開催できる場合を見直すことで、育児や介護などと議員活動の両立を図り、多様な手段で委員が協議等の場に出席することができる環境を整えるため、所要の改正を行うものです。 2 改正内容 (1) オンラインの方法による協議等の場の開催方法の特例を見直し、育児、介護その他のやむを得ない事由により、その構成員が開会場所に参集することが困難である場合を加えます。 <第157条の2関係> (2) その他規定の整理を行います。 <別表関係> 3 その他 施行日は、公布の日とします。		